

1.当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0172-38-0400 Fax 0172-36-2686

担当 對馬 美枝子

小山内 真智子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2.およう園デイサービスセンターの概要

① およう園デイサービスセンター指定番号およびサービス提供地域

事業所名	およう園デイサービスセンター
所在地	青森県弘前市城南5丁目13-15
介護保険指定番号	0270200546
サービスを提供する地域*	弘前市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

3.サービス内容

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人弘前わかば会が開設する、およう園デイサービスセンター(以下「施設」という)が行う介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2条 (運営の方針)

- 1 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、画的に行うものとする。
- 2 自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき利用者が日常生活営むのに必要な支援を行う。
- 4 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定介護予防通所介護計画作成後は、当該介護予防通所介護計画の実施状況把握(モニタリング)を行い、モニタリングの結果を記録し、指定介護予防支援事業者に報告を行う。
- 6 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 おうよう園デイサービスセンター
- (2) 所在地 弘前市城南5丁目13-15

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職名	資格	常勤	非常勤	業務の別	合計	業務内容
総合施設長	社会福祉主事	1名		デイサービス 特養 ショートステイ グループホーム 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センター	1名	管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たる。
生活相談員	社会福祉主事	1名		専任	1名	利用者の生活相談、機能訓練、処遇の企画や実施を行う
介護職員	介護福祉士	2名		生活相談員兼任 (うち1名)	7名	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
	ヘルパー2級	3名	2名			
看護職員	正・准看護師	2名		機能訓練指導員	2名	利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
合計		6名	5名	—	11名	—

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後16時までとする。

ただし、通常の営業時間外にサービスの必要のある場合、勤務体制が整える場合はサービスを提供する。

第6条（指定介護予防通所介護の利用定員）

施設の利用定員は34名とする。

- 1 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

第7条（指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用提供方法及び内容）

指定介護予防通所介護の内容は、次のとおりとし、指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所介護が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。

1 指定介護予防通所介護の内容

- (1) 生活指導
- (2) 運動機能向上
- (3) 口腔機能向上
- (4) 介護サービス
- (5) 介護方法の指導

- (6)健康状態の確認
- (7)送迎
- (8)給食サービス
- (9)入浴サービス

2. 次に掲げる費用を徴収する。

(1)次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の方にかかる指定介護予防通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- イ. 通常の実施区域外から、片道おおむね 50キロメートル未満 1,000円
- ロ. 通常の実施区域外から、片道おおむね 50キロメートル以上 2,000円

(2)前項のほか次に掲げる費用を徴収する。

- イ. 食費 1日 500円
- ロ. マッサージ 10分 500円
- ハ. おむつ代
 - メディパフラット 1枚 63円
 - メディパンツ(M) 1枚 189円
 - メディパンツエアリー(M) 1枚 179円
 - 介護ウェット(80枚) 1個 630円
- ニ. 日用品 各種料金設定
- ホ. ヘアーカット 1回 1,500円

前項の支払を受けるに当たってはあらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

利用料は次の介護報酬上の告示額とする

介護予防通所介護	要支援1	2,226単位	1月につき
	要支援2	4,353単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	24単位	
	要支援2	48単位	
運動機能向上加算		225単位	
アクティビティ実施加算		53単位	
口腔機能向上加算		150単位	

※送迎・入浴代は基本単位に包括

※アクティビティ実施加算は運動器機能向上加算を付けていない利用者で集団体操・創作活動・レクリエーション等を実施されている利用者を対象とする。

※口腔機能向上加算は、希望する方のみに対応とし、1月につき150単位で月2回施行する。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は弘前市とする。

第9条 (サービス利用に当たっての留意事項)

サービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者は管理者や職員の指導による機能訓練等を行い、共同利用の秩序を保ち、相互の親ぶくに努める。
- (2) 利用者は健康に留意するものとする。
- (3) 利用者は施設の清潔、整とん、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- (4) 利用者は、けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすことをしない。

- (5) 利用者は、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すことをしない。
- (6) 利用者は、指定した場所以外で火気を用いない。

第10条 (健康管理及び緊急時等における対応方法)

(機能訓練指導員)

事業者は、お客様の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練と健康管理を看護師が専任で行う。

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに、主治医、ご家族に連絡し、看護師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者、担当ケアマネージャーに報告をする。(但し、受診に伴う費用は、有料タクシー、ヘルパーなどは個人負担とする。)

第11条 (非常災害対策)

指定介護予防通所介護事業者は、非常災害の関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に介護予防通所介護従業者に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

第12条 (秘密保持等)

1. 施設従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
2. 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
3. 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、必要最小限の範囲内で個人情報を使用する事に同意する。
4. 利用者及びその家族はサービス担当者会議等において、必要最小限の範囲内で利用者の個人情報を使用することに同意する。

第13条 (苦情処理)

入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

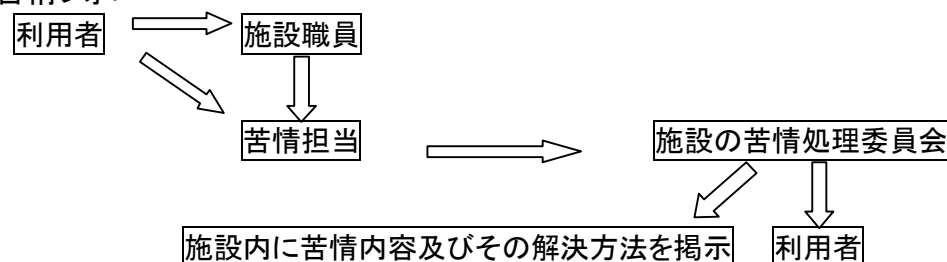
〈サービス内容に関する苦情処理体制〉

(1) 等事業者のお客様相談・苦情窓口

担当者	生活相談員		
電話	0172-38-0400	FAX	0172-36-2686(受)
受付日	年中無休		
受付時間	午前8時30分～午後5時		

(2) 苦情処理体制

苦情フォロー



(3)その他

等施設内以外にお住まいの市町村及び青森国民健康保険団体の相談・苦情窓口
に苦情を伝えることができます。

ア. 各市役所、町村役場 弘前市 0172-35-1111 (内線421)

イ. 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・掲示の求め、または市町村職員から質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行う。
3. サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

第14条 (事故発生時の対応)

1. サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療関連への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
2. 事故状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解決し、再発生を防ぐための対策を講じます。
3. 等施設の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償する。
(但し、利用者個人での行動、職員の制止も聞かずに行動した結果発生した事故等当施設に過失が認められない事故については損害賠償の対象外となります。)

第15条 (その他運営についての留意事項)

指定介護予防通所介護等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年 1 回

1. 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
3. 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水について、衛生的な管理に努める。

第16条

この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は社会福祉法人弘前わかば会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。